

安全データシート

1. 製品及び会社情報

| | |
|---------|---------------------------------|
| 製品名 | : トライキル |
| 会社名 | : 共立製薬株式会社 |
| 住所 | : 〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-6-5 |
| 担当部門 | : 品質保証部 |
| 電話番号 | : 03-3264-7196 |
| メールアドレス | : hinshitsu@kyoritsuseiyaku.com |

2. 危険有害性の要約

| | |
|------------------|---|
| GHS 分類 | |
| 物理化学的危険性 | |
| 引火性液体 | : 区分 3 |
| 自然発火性液体 | : 区分に該当しない |
| 健康に対する有害性 | |
| 急性毒性（経口） | : 区分 4 |
| 急性毒性（経皮） | : 区分に該当しない |
| 急性毒性（吸入・蒸気） | : 区分 4 |
| 皮膚腐食性／刺激性 | : 区分 1C |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | : 区分 1 |
| 呼吸器感作性 | : 分類できない |
| 皮膚感作性 | : 区分 1 |
| 生殖細胞変異原性 | : 分類できない |
| 発がん性 | : 区分 1A |
| 生殖毒性 | : 区分 1A |
| 特定標的臓器毒性（単回暴露） | : 区分 1（全身毒性, 肝臓, 腎臓） : 区分 3（麻酔作用、気道刺激性） |
| 特定標的臓器毒性（反復暴露） | : 区分 1（肝臓, 神経系, 血液系, 呼吸器系） : 区分 2（中枢神経系） |
| 誤えん有害性 | : 分類できない |
| 環境に対する有害性 | |
| 水生環境有害性 短期（急性） | : 区分 1 |
| 水生環境有害性 長期（慢性） | : 区分 1 |
| オゾン層への有害性 | : 分類できない |
| 絵表示又はシンボル | |



| | |
|---------|---|
| 注意喚起語 | : 危険 |
| 危険有害性情報 | : 引火性液体および蒸気 : 飲み込むと有害 : 吸入すると有害 : 重篤な皮膚の薬傷および眼の損傷 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ : 発がんのおそれ : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ : 臓器の障害（全身毒性, 肝臓, 腎臓） : 呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気・めまいのおそれ : 長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害（肝臓, 神経系, 血液系, 呼吸器系） : 長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害のおそれ（中枢神経系） : 長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性 |
| 安全対策 | : 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 : 容器を密閉しておくこと。 : 火花を発生させない工具を使用すること。 : 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 : 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面／聴覚保護具を着用すること。 : 取扱い後は手をよく洗うこと。 : この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 : 煙／ミスト／蒸気／スプレーの吸入をしないこと。 : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 : 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 : 使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。 : 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 : 必要な時以外は環境への放出を避けること。 |
| 応急措置 | : 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。接触部位を流水（またはシャワー）などで数分間洗うこと。 : 皮膚についた場合：多量の水で洗い、皮膚刺激または発疹が生じた場合は医療処置を受けること。 : 火災の場合：消火するために耐アルコール泡（水溶性液体用泡）消火剤を使用すること。 : 飲み込んだ場合：口を漱ぐこと。無理に吐かせないこと。医療処置を受けること。 |

| | |
|----|--|
| | <p>：吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。すぐに、救急の医療処置を受けること。</p> <p>：汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。</p> <p>：眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。さらに、眼の刺激が続く場合は、医療処置を受けること。</p> <p>：ばく露またはその懸念がある場合：すぐに救急の医療処置を受けること。</p> <p>：気分が悪い時は、診察を受けること。</p> <p>：漏出物を回収すること。</p> |
| 保管 | <p>：換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。</p> <p>：容器を密閉しておくこと。</p> <p>：施錠して保管すること。</p> |
| 廃棄 | <p>：内容物、容器を国または都道府県の規則に従って廃棄すること</p> |

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

| 成分名 | 100g 中 |
|---------------------------|--------|
| オルトジクロロベンゼン | 70g |
| 塩化ジデシルジメチルアンモニウム (80w/w%) | 15g |
| クロルクレゾール | 5.0g |
| 溶剤 | 適量 |

通知すべき成分(2023年3月末まで該当)

：オルトジクロロベンゼン 70%、クロルクレゾール 5.0%

通知すべき成分(2023年4月以降該当)

：オルトジクロロベンゼン 70%、塩化ジデシルジメチルアンモニウム 12%

| 成分名 | CAS 番号 | 化管法 | |
|-------------|---------|---|---|
| | | ①2023年3月末まで | ②2023年4月1日以降 |
| オルトジクロロベンゼン | 95-50-1 | 分類：第一種 政令番号：1-181 政令名称： ジクロロベンゼン | 分類：第一種 管理番号：181 政令番号：1-208 政令名称： ジクロロベンゼン |

| 成分名 | CAS 番号 | 化管法 | 化管法 |
|----------------------------------|-----------|---|---|
| | | ①2023年3月末まで | ②2023年4月1日以降 |
| 塩化ジデシルジメチル アンモニウム (80w/w%) | 7173-51-5 | 非該当 | 分類：第一種 管理番号：642 政令番号：1-224 政令名称： ジデシル（ジメチル） アンモニウムの塩 |
| クロルクレゾール | 59-50-7 | 分類：第一種 政令番号：1-129 政令名称： 4-クロロ-3-メチル フェノール | 非該当 |

4. 応急措置

| | |
|----------------|---|
| 吸入した場合 | <ul style="list-style-type: none"> : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。 : 呼吸が不規則又は停止した場合は気道を確保して人工呼吸を施すこと |
| 皮膚に付着した場合 | <ul style="list-style-type: none"> : 衣類を直ちにすべて脱ぐこと。皮膚、シャワー、石けんで洗うこと。 : 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は医師の診断、手当を受けること。 : 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 : 汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。 |
| 眼に入った場合 | <ul style="list-style-type: none"> : 水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗浄を続けること。医師に連絡すること。 |
| 飲み込んだ場合 | <ul style="list-style-type: none"> : 直ちに医師に連絡すること。手当てを受けること。 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 |
| ばく露又はその懸念がある場合 | <ul style="list-style-type: none"> : 医師の診断、手当てを受けること。 |

5. 火災時の措置

| | |
|------|---|
| 消火方法 | <ul style="list-style-type: none"> : 散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。 : 引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 : 安全に対処できるならば着火源を除去すること : 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 |
|------|---|

| | |
|-------------|---|
| | : 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 |
| 適切な消火剤 | : 小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水 : 大火災：散水、噴霧水、通常の泡消火剤 |
| 使ってはならない消火剤 | : 棒状注水 |
| 特有の危険有害性 | : 火災時に刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 : 可燃性物質：燃えるが、容易に発火しない。 : 加熱により容器が爆発するおそれがある。 : 可燃性液体及び引火性液体を含む : 熱、花火及び火炎で発火する恐れがある。激しく加熱すると燃焼する。 |
| 消火を行う者の保護 | : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性、化学用)を着用する。 |

6. 漏出時の措置

| | |
|-----------------|---|
| 人体に対する注意事項 | : 関係者以外の立入りを禁止する。 |
| 保護具及び緊急時措置 | : 作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や粉じんやヒュームの吸入を避ける。 : 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 : 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。風上に留まる。低地から離れる。 |
| 環境に対する注意事項 | : 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。 : 環境中に放出してはならない。 |
| 回収、中和 | : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材 | : 危険でなければ漏れを止める。 : プラスチックシートで覆いし、散乱を防ぐ。 |
| 二次災害の防止策 | : すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 : 容器内に水を入れてはいけない。 |

7. 取扱い及び保管上の注意

| | |
|-----------|---|
| 取扱い上の注意事項 | |
| 技術的対策 | : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 |
| 局所排気・全体換気 | : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。 |

| | |
|----------|--|
| 接触回避 | : 「10. 安定性及び反応性」を参照。 |
| 保管上の注意事項 | |
| 技術的対策 | : 開封後は密栓して保管すること。 |
| 保管条件 | : 炎及び熱表面から離して保管すること。火気厳禁。 : 冷所、換気の良い場所で保管すること。 : 直射日光を避けること。 : 酸化剤から離して保管する。 : 施錠して保管すること。 |
| 容器包装材料 | : 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。 |

8. ばく露防止及び保護措置

| | |
|--------------------|--|
| 管理濃度 | : データなし |
| 許容濃度 | |
| (オルトジクロロベンゼンとして) | |
| ①日本産業衛生学会（2005年版） | : 25ppm（150 mg/m ³ ） |
| ②ACGIH（2005年版） | |
| TLV-TWA(時間加重平均) | : 25ppm（150 mg/m ³ ） A4 |
| TLV-STEL(短時間ばく露限界) | : 50ppm |
| 設備対策 | : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 : 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。 : 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。 : 気中濃度を推奨された管理濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。 |
| 保護具 | |
| 呼吸器の保護具 | : 蒸気が発生した場合、許可を受けたフィルター付き呼吸用保護具を使用する。 : ABEK フィルターを備えた蒸気フィルター（EN141）付き呼吸用保護具 |
| 手の保護具 | : 適した素材ニトリルゴム。破過時間480分以上。製造者による透過性及び破過時間に関する情報、特別な作業条件（損傷性、接触時間）に注意する。 |
| 眼の保護具 | : 気密性の高い安全ゴーグル フェイスシールド |
| 皮膚及び身体の保護具 | : 作業場では、危険物の重量および濃度に応じて、身体用保護具を選ぶこと。 : ゴム又はビニールエプロン ゴム又はビニール長靴。 |

| | |
|------------|---|
| 衛生対策 | : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 : 取扱い後はよく手を洗うこと。 |
| 環境における暴露管理 | : 排水溝または下水溝への流入を防ぐ。 |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|-----|-------------------------|
| 外観 | : 淡黄色の澄明な液体 |
| におい | : 特異臭 |
| 引火点 | : 46.3°C(タグ密閉式引火点) |
| 密度 | : 1.212g/m ³ |
| 動粘度 | : 3.19 cSt |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--|
| 化学的安定性 | : 法規制に従った、通常の実験条件においては安定である。酸化性物質等に触れると反応する危険性がある。 |
| 危険有害な分解生成物 | : 塩化水素やホスゲンを含む有毒で腐食性のヒュームの発生。 : 通常発生が予想される一酸化炭素、二酸化炭素以外にも危険有害な分解生成物の発生が考えられる。 |
| 危険有害反応可能性 | : 燃焼すると分解し、塩化水素やホスゲンを含む有毒で腐食性のヒュームを発生する。 |
| 避けるべき条件 | : 燃焼 |
| 混触危険物 | : 還元剤、強酸化剤 |

11. 有害性情報

| | |
|------------------|--|
| 急性毒性（経口） | : 本製品の成分は、区分3および区分4が含まれているが、加算式により計算した結果、区分4に該当しないとした。 |
| 急性毒性（経皮） | : 本製品の成分は、区分に該当しないおよび分類できない成分が含まれており、加算式により計算した結果、区分に該当しないとした。 |
| 急性毒性（吸入・蒸気） | : 本製品の成分は、区分4および分類できない成分が含まれており、加算式により計算した結果、区分4とした。 |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | : 本製品の成分は、区分1Cおよび区分2の成分が含まれているが、含有量に基づき区分1Cとした。 |
| 眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性 | : 本製品の成分は、区分1、区分2Bの成分が含まれているが、含有量に基づき区分1とした。 |
| 呼吸器感作性 | : 十分なデータがなく、分類できないとした。 |
| 皮膚感作性 | : 本製品の成分は、区分1および区分1Bの成分が |

| | |
|------------------|--|
| 生殖細胞変異原性 発がん性 | 含まれているが、含有量に基づき区分1とした。 ：十分なデータがなく、分類できないとした。 ：本製品の成分は、区分1Aおよび区分に該当しない成分が含まれており、含有量に基づき区分1Aとした。 |
| 生殖毒性 | ：本製品の成分は、区分1Aおよび区分に該当しない成分が含まれており、含有量に基づき区分1Aとした。 |
| 特定標的臓器毒性（単回暴露） | ：本製品の成分は、区分1および区分3の成分が含まれているが、含有量に基づき区分1（全身毒性、肝臓、腎臓）、区分3（麻酔作用、気道刺激性）とした。 |
| 特定標的臓器毒性（反復暴露） | ：本製品の成分は、区分1および区分2の成分が含まれているが、含有量に基づき区分1（肝臓、神経系、血液系、呼吸器系）、区分2（中枢神経系）とした。 |
| 誤えん有害性 | ：十分なデータがなく、分類できないとした。 |

12. 環境影響情報

| | |
|----------------|--|
| 水生環境有害性 短期（急性） | ：本製品の成分は、区分1および区分に該当しない成分が含まれているが、含有量に基づき区分1とした。 |
| 水生環境有害性 長期（慢性） | ：本製品の成分は、区分1および区分3の成分が含まれているが、含有量に基づき区分1とした。 |
| オゾン層への有害性 | ：十分なデータがなく、分類できないとした。 |

13. 廃棄上の注意

| | |
|-----------|--|
| 残余廃棄物 | <p>：廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>：都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>：廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。</p> |
| 汚染容器および包装 | <p>：本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。</p> <p>：容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p> <p>：空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p> |

14. 輸送上の注意

| | |
|------------|---|
| 国連番号 | : 2924 |
| 品名 | : その他の引火性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの（オルトジクロロベンゼン、エタノール、クロルクレゾール、塩化ジデシルジメチルアンモニウム） |
| 国連分類 | : クラス 3 （副次危険性：クラス 8） |
| 容器等級 | : 容器等級Ⅲ |
| 国内規則 | |
| 航空規制情報 | : 航空法の規定に従う |
| 海上規制情報 | : 船舶安全法の規定に従う |
| 輸送の特定の安全対策 | |
| | 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等が無いことを確認する。 |
| | 容器の転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 |

15. 適用法令

| | |
|---------------------------------|--|
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | : 動物用医薬品 |
| 毒物及び劇物取締法 | : 対象外 |
| 労働安全衛生法 | : 対象外 |
| 消防法 | : 危険物第4類 第2石油類 水溶性 (オルトジクロロベンゼン、エタノール) |
| 化学物質排出把握管理法 | : 【2023年3月31日まで】 ①ジクロロベンゼン 第1種指定化学物質 含有率：70% 政令番号：1-181 ②クロルクレゾール 第1種指定化学物質 含有率：12% 政令番号：1-129 【2023年4月1日以後より下記該当】 ①ジクロロベンゼン 第1種指定化学物質 含有率：70% 管理番号：181 ②ジデシル（ジメチル）アンモニウムの塩 第1種指定化学物質 含有率：12%含有 管理番号 642 |

16. その他の情報

引用文献

- ・ 自社データ
- ・ 安全衛生情報、GHS 対応 モデル SDS 情報
- ・ (独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) GHS 分類結果
- ・ (独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質総合情報提供システム